

令和 5 年和泉市教育委員会第 11 回定例会

日 時：令和 5 年 11 月 9 日(木) 午後 3 時 30 分から

場 所：和泉市役所 3 階 3A・3B 会議室

出席者

教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	深堀 知子
委員	酉家 章弘
委員	久米 ひろみ
委員	中西 正人
委員	小谷 美樹

事 務 局

教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	土本 修一
教育指導監	上田 茂幸
教育・こども部次長兼教育総務課長	鍛冶 公哉
学校園管理室長	佐々木 敦
学校教育室長	阪下 誠
こども未来室長	西角 雅士
学校園管理室教育施設担当課長	大内 浩平
学校園管理室保健給食担当課長	濱田 直美
学校教育室教職員担当課長	鈴木 俊孝
学校教育室教育センター所長	隅埜 哲弥
こども未来室幼保運営担当課長	北野 剛司
こども未来室幼保育成担当課長	樋上 征史
教育総務課参事兼学校教育室教育指導担当参事	岩井 靖久
教育総務課長補佐	大西 薫
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係 (生涯学習部)	西川 世理奈
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長	前田 志織
生涯学習推進室長	西田 尚司
生涯学習推進室生涯学習担当課長	橋本 吉人
生涯学習推進室スポーツ振興担当課長	山本 国央
文化遺産活用課長	森下 徹

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

- 議案第 34 号 令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 1）
公の施設の指定管理者の指定について
（和泉市コミュニティセンター）
- 議案第 35 号 令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 2）
公の施設の指定管理者の指定について
（和泉市温水プール）
- 議案第 36 号 令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 3）
補正予算について
案件 1 和泉市コミュニティセンター指定管理料の債務負担
案件 2 和泉市温水プール指定管理料の債務負担
案件 3 小学校体育館空調整備等事業
案件 4 和泉市立信太中学校給食室改修事業
- 議案第 37 号 令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 4）
（仮称）和泉市立富秋学園整備事業請負契約の締結について
- 議案第 38 号 令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 5）
（仮称）和泉市立榎尾学園整備事業請負契約の変更について
- 議案第 39 号 令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 6）
和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 40 号 和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定
について
- 議案第 41 号 令和 6 年度和泉市立学校教職員人事基本方針について

5. 報告事項

- (1)和泉市立南松尾はつが野学園増築工事請負契約の変更について
- (2)学校敷地内事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について
- (3)公立保育園における「おむつサブスク」の導入について
- (4)（仮称）多世代交流拠点施設整備事業補正予算について
- (5)いずみの国歴史館への「文書館」機能設置について
- (6)和泉市指定文化財の指定の諮問について

6. 情報提供

- (1)令和 5 年度大阪府学生科学賞、和泉市小・中学生科学展結果について
- (2)決算審査特別委員会における質疑等について

7. 行事等のご案内

(1)いずみ国際交流フェアについて

8. その他

9. 閉会

小川教育長	定刻となりましたので、令和 5 年和泉市教育委員会第 11 回定例会を開会します。 第 10 回定例会の会議録ですが、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、第 10 回定例会の会議録について承認することとします。 今回の会議録署名委員は、深堀職務代理者と久米委員を指名しますので、お願いします。 次に、資料「教育長の報告」をご覧ください。令和 5 年 10 月 12 日から 11 月 8 日までの主な活動を掲載しています。 何かご質問等ございませんか。 それでは、議事を進めてまいります。 本日は、審議事項 8 件、報告事項 6 件、情報提供 2 件、行事等のご案内 1 件です。 議案第 34 号「令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 1）公の施設の指定管理者の指定について（和泉市コミュニティセンター）」と議案第 36 号「令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 3）補正予算について 案件 1 和泉市コミュニティセンター指定管理料の債務負担」は関連する案件ですので、事務局（生涯学習推進室）から一括して説明願います。
橋本課長	生涯学習推進室の橋本です。 和泉市コミュニティセンターの指定管理期間が令和 5 年度末で満了を迎えることから、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで 5 年間の指定管理者を募集したところ、1 団体からの応募があり、選定委員会による審査を実施したものです。 選定委員会での審査の結果、株式会社 JT B コミュニケーションデザインが 600 点中 494 点となり、同社を指定候補団体とするものです。 指定管理者による新たな取組みとして、ホームページのリニューアルや SNS での施設情報の発信、情報誌発行、来館せずに予約ができる手法の構築、キャッシュレス決済の導入などを予定しています。また、現在和泉シティプラザで取り扱っている「ココロトリコイズミ生涯学習カード」について、コミュニティセンターでもポイントの付与ができる体制を整え、施設間の連携を深めた利便性の向上に取り組み、生涯学習の推進を図ります。 補正の金額は、2 億 1,640 万 5,000 円です。 補正の理由は、和泉市コミュニティセンターの指定管理者の指定にあたり、地方自治法第 214 条の規定により債務負担行為を行うものです。

小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
小谷委員	指定管理者の募集ですが、十分な周知はされたのでしょうか。1 団体のみとなった経緯を教えてください。
橋本課長	前回と同様に、ホームページや広報でも周知しました。他の業者が手を挙げなかった理由は分らないのですが、募集の段階で興味を持ってくれた業者が入札の段階で手を下げたこともあり、今回は 1 者になりました。
小川教育長	他に何かございませんか。
中西委員	関西の企業から応募がなかったことをしっかりと受け止め、今後の課題として、PR 等に力を入れていただきたいです。
橋本課長	株式会社 JTБ コミュニケーションデザインは、和泉シティプラザの生涯学習業務の運営をしていただいております、和泉市と縁深い業者です。本社は東京にありますが、和泉シティプラザとも連携し、よりよい生涯学習の推進が図れると考えています。
小川教育長	他に何かございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第 34 号及び議案第 36 号案件 1 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第 34 号及び議案第 36 号案件 1 は、原案どおり可決します。 続いて、議案第 35 号「令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 2）公の施設の指定管理者の指定について（和泉市温水プール）」と、議案第 36 号「令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 3）補正予算について、案件 2 和泉市温水プール指定管理料の債務負担」は関連する案件ですので、事務局（生涯学習推進室）から一括して説明願います。
山本課長	スポーツ振興担当の山本です。 和泉市温水プールの指定管理期間が令和 5 年度末で終了を迎えることから、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで 5 年間の指定管理者を公募したところ、2 団体からの応募があり、選定委員により審査を実施したものです。 選定委員会での審査の結果、満点 600 点のところ、公益財団法人 大阪 YMCA が 422 点、2 位団体が 407 点となり、公益財団法人 大阪 YMCA を指定候補団体とするものです。

	指定管理者による新たな取組みとして、利用者の利便性向上に向け、利用者管理システムを導入し、デジタルでの定期券や回数券の発行、メール配信やライン連携による利用者へのダイレクトな情報配信などを予定しています。また、デジタル技術を使ったスタジオプログラムの開発や障がいのある子どもを対象とした水泳プログラムの実施など、スポーツをする機会づくりを積極的に行い、スポーツ振興を図ります。 現在は、7施設を一括してミズノグループ・公共施設管理公社共同事業体が指定管理業務を実施していますが、今回の公募では、突然の故障等により休館を余儀なくされている施設の現状を踏まえ、より丁寧で迅速な対応を図るため、よりノウハウを持つプール事業に特化した事業者が指定管理となるよう、温水プールと温水プールを除く体育施設 6 施設を分けて公募しました。温水プールは今回、指定候補団体が決定しましたが、他体育施設は、参加表明した事業者が全て辞退したため、現在再公募中です。今後、令和 6 年 2 月開催予定の第 2 回教育委員会定例会において審議いただき、令和 6 年 3 月開催予定の和泉市議会第 1 回定例会に議案として提出予定です。 債務負担行為額は 3 億 5,783 万円です。 補正の理由は、公の施設の指定管理者の指定にあたり、地方自治法第 214 条の規定により債務負担行為を行うものです。 なお、今後の温水プール運営の方向性について、委員から事前にご質問いただきましたが、維持管理経費等を考えると、非常に大きな課題であると受け止めており、より十分な検討を重ねていく必要があると考えますが、当面の間は安定的なプール運営に向け、指定管理者とともにあらゆる手立てを講じ運営していくものです。
小川教育長	説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
久米委員	市議会においても、温水プールの在り方そのものについて英断していかなければならないというお話がありましたが、その方向性はまだ不透明だと認識してよろしいでしょうか。
山本課長	十分検討のうえ、安定的な運営に向けて手立てを講じていく方向で考えています。
久米委員	利便性や老朽化の点を考えると、非常に難しい課題だと思います。十分議論する必要がある施設だと思います。
小川教育長	今後の方向性について、説明をお願いします。
辻部長	生涯学習部の辻です。 委員ご指摘の点は、我々も認識しています。今の時点でははっきりと言えませんが、今後、方向性を明らかにしたいと思っています。

小川教育長	検討は重ねていますので、よろしくお願いします。 他に何かございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第 35 号及び議案第 36 号案件 2 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第 35 号及び議案第 36 号案件 2 は、原案どおり可決します。 続いて、議案第 36 号「令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 3）補正予算について、案件 3 小学校体育館空調整備等事業」と「案件 4 和泉市立信太中学校給食室改修事業」は関連する案件ですので、事務局（学校園管理室）から一括して説明願います。
大内課長	教育施設担当の大内です。 本件は、令和 4 年教育委員会第 8 回定例会でご審議いただき、昨年 9 月の市議会定例会にて補正予算が可決され設計業務を進めている小学校体育館等の空調整備のほか、その他改修にかかる工事等の予算について、次の市議会第 4 回定例会に補正予算計上しようとするものです。 補正の金額は、歳入 12 億 7,020 万円、歳出 14 億 5,887 万 5,000 円です。 補正の理由は、現在、義務教育学校の整備に取り組んでいる槇尾中学校区及び富秋中学校区の小・中学校 6 校を除く 24 校において、小学校体育館をはじめ、給食調理室、特別教室の空調整備を行うにあたり、整備工事については、「緊急防災・減災事業債」の活用期限を踏まえ、令和 6 年度・7 年度の 2 か年において実施する予定で、令和 6 年度施工分については、夏休み期間を中心に工事を進められるよう、今年度内に業者を決定する必要があるため、次の市議会定例会に補正予算計上するものです。 また、体育館の空調整備にあわせ小学校 2 校において、体育館非構造部材耐震化改修工事を、給食調理室の空調整備にあわせ中学校 1 校において、給食室改修工事並びに給食備品購入にかかる補正予算を計上するものです。 歳入は、市債 12 億 7,020 万円です。歳出は、工事請負費 13 億 7,266 万 8,000 円、委託料及び工事監理費 1,452 万円、備品購入費及び給食用備品購入費 7,168 万 7,000 円です。工事請負費、委託料、備品購入費のそれぞれの財源内訳については、資料記載の表のとおりです。なお、本補正予算については、業者決定が今年度末を予定しているため、全額翌年度への繰越明許費を設定するものです。 今後のスケジュールですが、市議会第 4 回定例会で補正予算が可決されましたら、12 月下旬から業者選定手続きに入り、令和 6 年 1 月下旬に給食用備品について仮契約締結、3 月の市議会第 1 回定例会において財産取得議案の提出、工事については、3 月下旬に工事業者の決定、契約締結、その後工事を進め、来年

小川教育長	10 月初旬の供用開始を予定しています。 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第 36 号案件 3 及び案件 4 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第 36 号案件 3 及び案件 4 は、原案どおり可決します。 続いて、議案第 37 号「令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 4）（仮称）和泉市立富秋学園整備事業請負契約の締結について」事務局（学校園管理室）から説明願います。
大内課長	教育施設担当の大内です。 本件は、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、本契約の締結には市議会の議決を要することから、次の市議会第 4 回定例会で議会の議決を求め、本契約を締結しようとするものです。 契約の目的は（仮称）和泉市立富秋学園整備事業で、契約の方法は随意契約です。公募型プロポーザルを実施し、選定委員会において選定しました。契約金額は、68 億 8,039 万円、契約の相手方は、奥村組・内藤建築事務所・テクノ工営特定建設工事共同企業体の、株式会社奥村組関西支店 常務執行役員支店長 川谷澤之です。 内容は、新校舎・体育館の整備及び除却工事、グラウンド・外構の整備工事、それらにかかる設計業務及び工事監理業務です。 工期は、議会の議決の日から令和 10 年 3 月 31 日までです。
小川教育長	説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第 37 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第 37 号は、原案どおり可決します。 続いて、議案第 38 号「令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 5）（仮称）和泉市立槇尾学園整備事業請負契約の変更について」事務局（学校園管理室）から説明願います。
大内課長	教育施設担当の大内です。

	本件は、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、本契約の締結には市議会の議決を要することから、次の市議会第 4 回定例会で議会の議決を求め、本契約を締結しようとするものです。 変更する工事請負契約は、(仮称)和泉市立槇尾学園整備事業で、契約金額を当初の 34 億 3,079 万円から 36 億 2,781 万 6,500 円へ 1 億 9,702 万 6,500 円の増額変更を行うものです。変更契約の相手方は、松井建設・深阪工務店・山田総合設計特定建設工事共同企業体の、松井建設株式会社大阪支店 執行役員支店長 忽那次男です。 変更の理由は、賃金及び物価の上昇に伴うスライド条項の適用によるものです。
小川教育長	説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
酉家委員	スライド条項について、もう少し詳しく説明していただきたいです。
大内課長	契約書の施工業務約款の第 26 条第 6 項に、「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション、又は、デフレーションを生じ請負代金が著しく不相当となった時は、発注者、又は、受注者は全各項の規定に関わらず、請負代金の変更を請求することができる。」とあります。この規定に基づき、相手方から請求があり、発注者と受注者で協議のうえ、今回この額に変更となった次第です。
酉家委員	賃金及び物価上昇があり、受注者から請求があれば、適宜変更していくということでしょうか。
大内課長	今回であれば 10 月 5 日を基準日とし、セメントやコンクリート等の資材の単価が、当初と基準日でどのくらい上昇しているかを基に計算しています。各資材それぞれの資料を業者に提出してもらい、精査した上で決定しています。
小川教育長	資材の中で代表的なものを、参考までに教えてください。
大内課長	様々な資材の単価が上がっているのですが、特に上昇幅が大きいのはガラスやセメントで、50%上昇しています。コンクリートは 30%程度上昇しています。また、電気設備や機械設備は 30%程度、労務単価も約 10%程度上昇しています。
小川教育長	他に何かございませんか。
深堀職務代理者	先ほど読み上げていただいた条項で、「著しく上昇した」という表現になっていましたが、「著しく」の幅はどのくらいと捉えていますか。

大内課長	何%以上であればこれに適用されるかは、今、はっきり分からないのですが、残工事分の 1%までの上昇分を事業者負担とし、1%を超える部分については、請求があれば協議していくという考え方になります。
小川教育長	確認ですが、物価上昇に伴う政府からの通知に準ずる形ではなく、あくまでも事業者からの請求があり、こちらがそれに対して応えるという形ですか。「著しい」という定義は、その都度協議して成り立つのか、何を基にしてこの協議を行うのか、もう一度説明をお願いします。
大内課長	発注者と受注者のどちらも申し出ることができ、それに基づいて両方で協議して決めることとなっています。
土本教育次長	教育次長の土本です。 国土交通省が、公共工事標準契約約款というスライド条項の適用に関する運用のガイドラインを出しており、それに基づき、残工事の 1%の範囲内は受注者の負担、それを超えたら「著しい」ものということで、請求があり、要件が当てはまれば変更していくとしています。1%が本当に著しいかどうかという議論はあるかと思いますが、国土交通省のガイドラインを 1 つの目安として考えています。
深堀職務代理者	一般的な国語の解釈だと、1%以上が著しいとは理解し難いので、契約の表現を変えた方がいいのかもしれないと思います。今後ご検討いただければと思います。
大内課長	契約担当と協議してまいりたいと思います。
小谷委員	増額分が 1 億 9,000 万円なので、当初の総額の 5.5%にあたり、資材高騰分の 1%をプラスすると全体で 6.5%上がっているということですね。総額ではなく残工事分で考えて、仮に 17 億円の残工事分があるとすると、工事費が 10%上がったという解釈でよろしいでしょうか。
大内委員	34 億円は、設計費を含めての総額であり、工事費だけだと 32 億 8,900 万円です。この 32 億 8,900 万円を税抜にすると、29 億 9,000 万円です。基準日である 10 月 5 日までの出来高が 6 億 4,325 万円で、差し引いた残額が約 23 億 4,600 万円になります。これに資材の高騰分や残工事分の上昇を含むと、25 億 4,933 万 3,000 円になり、上がり幅は 2 億 258 万 3,000 円となります。そこから、残工事の先ほどの 1%、2,346 万 7,500 円を控除した額として 1 億 7,911 万 5,000 円となり、さらに消費税分を足し、今回の増額分 1 億 9,702 万 6,500 円という算出になっています。
小谷委員	おそらく 10%ぐらい上がっているということですね。

小川教育長	あくまでも一定の基準である 1%以上で検討が生じるということで、その中で結果的には、それ以上の補正になるということですね。
中西委員	1%を超えたら著しいと考えるのは、私は違うと思います。「1%の範囲内は事業者負担」ということと、「1%を超えたら著しい」というのは、全然意味が違うので、先ほどの説明は非常に違和感がありました。そのところをもう一度確認していただけますか。
土本教育次長	担当課へ確認のうえ、またご報告させていただきます。
小川教育長	他に何かございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第 38 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第 38 号は、原案どおり可決します。 続いて、議案第 39 号「令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について（その 6）和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」事務局（こども未来室）から説明願います。
北野課長	幼保運営担当の北野です。 改正の理由は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の一部改正により、指定都市等が認定こども園の認定・認可を行う際の都道府県への事前協議について、事前通知とする改正が行われ、改正前の同法第 3 条第 10 項、指定都市等の長が認定こども園の認定を行った際に、申請書の写しを都道府県知事に送付しなければならないとする規定が削除されたことにより、以降の項の繰り上げが行われているため、当該箇所を引用する本条例の整備を行うものです。 改正の内容は、条例第 15 条第 1 項第 2 号中の「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改めるものです。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第 39 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第 39 号は、原案どおり可決します。 続いて、議案第 40 号「和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正

隅埜所長	する規則制定について」事務局（学校教育室）から説明願います。 教育センターの隅埜です。 民間事業者等を活用した校外での学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務に係る事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式を予定しています。事業者選定に関しては、和泉市内の小・中学生を対象とした校外での学習支援事業の一環として、学校で使用する AI ドリルと同一のものを効果的に活用し、学習習慣の定着、学習意欲や学力向上の観点から、市立学校校長会の視点での事業者を評価すると共に、事業実施に係る各種提案を総合的に評価し事業者選定するため、市立学校校長会代表に審査委員を委嘱するものです。なお、校長を委嘱するには、府費負担教職員であり市が定める外部委員に該当することから、事業者選定委員会規則を改正し、「民間事業者等を活用した校外での学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務に係る事業者選定委員会」を追加しようとするものです。 改正の内容は、委員は 6 人以内とし、委員のうち 1 人は外部委員として、市立学校校長会代表を予定、その他 5 人は市職員を予定しています。委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員長の指名により決定します。任期は、委嘱又は任命の日から事業者選定終了時までです。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
深堀職務代理者	今回、校長を入れることになった理由を教えてください。
隅埜所長	今年度のいずみ希望塾より、1 人 1 台学習用端末を活用した AI ドリル、キュビナを教材として使用する方式としており、学校現場の活用との繋がりが深くなっていることから、次年度の事業者選定について、選定委員に市立学校校長代表を加え、より家庭学習習慣の定着や基礎学力の向上が達成できる事業者を選定するためです。
小川教育長	他に何かございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第 40 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第 40 号は、原案どおり可決します。 続きまして、議案第 41 号「令和 6 年度和泉市立学校教職員人事基本方針について」事務局（学校教育室）から説明願います。
鈴木課長	教職員担当の鈴木です。 提案の理由は、令和 6 年度教職員人事に際し、和泉市立学校に対する人事に係る基本方針を定める必要があるためです。

	資料の新旧対照表をご覧ください。昨年度からの変更点等ですが、年度の変更と 2 ページ「(3)同一校に長年勤務している者の異動の推進」の「②現任校に 7 年以上勤務している者については、最長 10 年を目途として異動等を行う。」を「現任校に 6 年以上勤務している者については、最長 10 年を目途として異動等を行う。」と変更しました。 理由は、教員の異動サイクルを早めることで、教職員の一層の資質向上を図るためです。学校の活性化とともに、人事の硬直化を防ぐという方針が府で示されたことにより、本市においても同様に扱うものです。なお、同一校に長年勤務している者の異動の推進については、今後段階的に最長在籍年数が短縮され、令和 6 年度末には、「現任校に 5 年以上勤務している者については、最長 9 年を目途として異動等を行う。」とし、令和 7 年度末には、「現任校に 4 年以上勤務している者については、最長 8 年を目途として異動等を行う。」とする予定です。 新旧対照表を再度ご覧ください。4 ページ「4 教職員の退職について」(2)の一部文言を変更しています。 「地方公務員法の一部を改正する法律」が令和 3 年 6 月に公布、令和 5 年 4 月 1 日から施行され、これにより、60 歳を境に適用される制度が大きく変わることになり、その一つとして、60 歳に達した職員が、定年前に退職した上で短時間勤務の職に採用される定年前再任用短時間勤務制が導入されます。 本市においては、「再任用短時間勤務者」及び「育児短時間勤務者」や「育児・子育て部分休業取得者」といった短時間勤務を希望する教職員が増えており、今年度の調査においても令和 6 年度当初、新たに短時間勤務を希望する教員が 2 名おり、短時間勤務者は担任業務ができないことから、今年度末の人事配置においても各校の教員定数に占める短時間勤務者の割合に配慮する必要があります。 また、本市における人事上の課題として、本市の首席、指導教諭、教諭の年齢構成を見ると、小学校では 39 歳までの割合が 51.7%、中学校においては 54.9%であり、市全体の半数強の教員が新採 1 校目もしくは 2 校目であり、子育て世代を多く含むことになります。 この現状から、各学校における教員の構成について、学力向上や生徒指導といった各分野において推進力となる教員を適正に配置できるよう努めるとともに、小学校、中学校ともに 40 代から 50 代前半の教員の層を厚くすることから、広域的な人事交流を積極的に活用したいと考えています。 今年度、産休・育児休業等を取得する若手教員も多数おり、安心して育児に専念でき、加えて、学校運営がスムーズに行えるよう、次年度 1 学期終業式までに産休に入る教員については、4 月 1 日から常勤講師を任用できる、府の「前倒し任用制度」を活用し、代替講師の確保に努めてまいります。
小川教育長	説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
中西委員	同一校に長年勤務している者の異動の推進ですが、大阪府一律でこのような

	方向性で進めようとしているのか、和泉市独自なのかどちらでしょうか。
鈴木課長	大阪府で一律です。
中西委員	暫定の再任用制度ですが、今のご説明では短時間勤務者への配慮という言い方をされましたが、定年年齢が段階的に延長され、それに伴う措置というのが基本ですね。
鈴木課長	はい。
中西委員	再任用制度の中身で、現状と変わる点があるのか教えてください。
鈴木課長	これまでは 60 歳を定年とし、その後、61 歳から 65 歳までを再任用としていました。その中には、再任用の短時間勤務者も含まれます。今後、定年の年齢が段階的に延長され、令和 13 年に 65 歳となるのですが、60 歳以降 65 歳までの期間に勤務する教員については、暫定再任用という言い方をしています。この中には、暫定再任用の短時間勤務者も含まれます。名称が変わっただけで、中身はそれほど変わっていません。
中西委員	65 歳まで定年年齢が延長になった段階で、65 歳以降の再任用は考えられていないのでしょうか。
鈴木課長	現行の制度としては、再任用は 65 歳までとなっており、それ以降に関しては特に定められていません。
中西委員	分かりました。 市の半数強の教員が新採 1 校目もしくは 2 校目ということですが、新採職員が、きちんと定着して教師として成長するかが非常に大事で、社会的にも注目されていると思います。残念ながら、多くの新採職員が定着しきれていない現状を耳にするのですが、本市における現状について、担任をどの程度持たせているのか、その辺りの実態を含めて教えていただけますか。
鈴木課長	本市においては、ほとんどの教員が 6 年目を迎えて次の学校に異動しますが、2 年前に 1 人、昨年度も 1 人、1 年目の新採職員が年度末で退職した事例がありました。 小学校においては、ほとんどの教員が担任、若しくは、支援の担任という形になっています。中学校においては、もちろん担任がメインなのですが、副担任や支援学級の担任という者も数名います。
小川教育長	他に何かございませんか。

久米委員	短時間勤務希望者が多いことが人材不足に繋がっているという理解をしたのですが、教員を増やすことに対して、前倒し任用制度がどのように関係するのかが分からなかったので、もう一度ご説明をお願いします。
鈴木課長	再任用の短時間勤務者が増えることによって、教員の数が欠員するわけではありません。短時間勤務者は担任を持てないという点が一番配慮しないといけないところです。前倒し任用制度は、少しでも年度当初の定数の欠員を減らすべく、2年前から府で制度化されました。年度途中で産休に入る教員は、本市で毎年20人から30人程度いるのですが、年度途中すぐに代替講師を見つけるのが非常に困難となります。この制度では、1学期の4月1日から7月31日までに産休に入ることが事前に分かっている教員に対しては、産休に入る前の4月1日から講師を確保してもよいとなっています。この制度は、欠員の解消に確実に繋がっていると感じています。
久米委員	本市の小中学校において、教員の数が足りていない学校はありますか。また、具体的な不足人数を教えてください。
鈴木課長	今、データがないので私が把握している限りですが、青葉はつが野小学校で3名、北松尾小学校で2名欠員になっています。他の学校は複数名の欠員は出ていないです。小学校全体としては12名、中学校全体としては、7名の欠員となっています。
久米委員	色々な制度があると思いますので、できるだけ現場の先生方の負担を軽減して、教育を受ける子どもたちにも良い環境となるよう、ご尽力をお願いします。
小川教育長	どの市町村でも同じように欠員があるのですが、本市における対応の具体例を少し説明していただけますか。
鈴木課長	担任の先生が欠員になった場合は、多くの学校において、暫定的に首席や専科の先生が代理で担任を務めています。当然、専科の先生も元々の自分の業務があるので、少しでも負担軽減を図るために、本来は常勤講師の枠には常勤しか配置することができないのですが、教育委員会や府と協議をし、現在、かなりの非常勤講師を確保でき、学校に配置している状況です。
小川教育長	他に何かございませんか。
小谷委員	先ほど、短時間勤務者は担任を持てないというお話がありましたが、それは法令等で決まっていることでしょうか。持てるようになればもう少し柔軟な活用になるのではないかと思います。その辺りは教員不足の中でどうお考えでしょうか。

鈴木課長	短時間勤務に関しては、府で制度化されており、それに則って配置、制度活用しています。府とのヒアリングにおいて、短時間勤務者と非常勤講師をセットにして担任にしてもらえないかという要望はこれまでもしているのですが、生徒の在校時間等を考えると、短時間勤務者を担任にするのは難しい状況です。
小谷委員	短時間勤務者が管理職になるのは民間企業ではよくあることです。チームで協力し、色々な働き方ができたらいいと思いました。
小川教育長	担任を持つてはいけないということではありません。要は、生徒が登校するときから下校するまでの時間帯に、担任の先生が勤務できないという状況になってしまうので、現実的には担任を任せることができないということです。
小谷委員	一人ではなくペアで担当するなど、何とかやり方があると思うので、そのようなことも和泉市が先進的にできればと思います。
小川教育長	他に何かございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第 41 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第 41 号は、原案どおり可決します。 審議事項は以上ですので、報告事項に移ります。 報告事項 1「和泉市立南松尾はつが野学園増築工事請負契約の変更について」、事務局（学校園管理室）から説明願います。
大内課長	教育施設担当の大内です。 本件は、地方自治法第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項に関する条例第 7 号の規定により、工事請負変更契約の締結について、市長の専決処分を行うことから、同法同条第 2 項の規定により、次の市議会第 4 回定例会に報告するものです。なお、専決処分については、近日中に行う予定であるため、資料の専決日は空欄とさせていただきます。市議会への報告は、入札・契約手続きを所管する総務部契約検査室が行います。 変更する工事請負契約は、市立南松尾はつが野学園増築工事で、契約金額を当初の 3 億 1,170 万 5,900 円から 3 億 2,117 万 8,000 円へ 947 万 2,100 円の増額変更を行ったものです。変更契約の相手方は、富国建設株式会社 代表取締役社長 北浦嘉教です。 変更の理由は、先程の議案第 38 号の（仮称）槇尾学園の変更理由と同様で、賃金及び物価の上昇に伴うスライド条項の適用によるものです。
小川教育長	説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。

大内課長	ないようですので、続いて、報告事項２「学校敷地内事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について」、事務局（学校園管理室）から説明願います。 教育施設担当の大内です。 本件は、地方自治法第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項に関する条例第 2 号及び第 5 号の規定により、学校敷地内事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決処分を行ったことから、同法同条第 2 項の規定により、次の市議会第 4 回定例会に報告するものです。 損害賠償及び和解の相手方は、和泉市万町 1022 番地 渡邊広範氏（40 歳代）で、損害賠償の額は、9 万 6,470 円。和解の要旨は、市が当該賠償の額を支払うことで和解するものです。 事故の日時は、令和 5 年 9 月 6 日午後 3 時 30 分頃、場所は、緑ヶ丘小学校敷地内です。 事故の概要は、学校園管理室職員が、緑ヶ丘小学校体育館の雨漏りの現場確認のために公用車で同校敷地内に進入し、校門門扉を閉じたところ、固定が不十分だった門扉が風であおられ、通常の開閉方向とは逆に開き、児童の送迎のために校門前に車両を停車していた相手方車両の後部ナンバープレート及びバンパーに接触し、損傷させたものです。 損害賠償額は 9 万 6,470 円で、その内訳は、修理費用 4 万 6,970 円、代車費用 4 万 9,500 円です。 事故に係る市の責任割合は 100%で、その理由は、相手方乗用車は停車中であったこと、及び門扉が風であおられ逆方向に開くことは予見できないことから算定したものです。 なお、損害賠償額については、全国市長会学校災害賠償補償保険により全額てん補するものです。
小川教育長	説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
小谷委員	もしこれが、子どもに当たっていたらかなり危ない事故だと思うのですが、今後このようなことが起こらないように、何か対策をされているのでしょうか。
大内課長	通常、門扉の先端部分にストッパーがあるのですが、それが腐食して欠落していたため、止まらずに風にあおられて逆方向に開いてしまったというのが、今回事故が発生した原因です。事故後、早急にストッパーを取り付けました。
小谷委員	全校で確認はされましたか。
大内課長	現在、市内全校の門扉の状況を確認している最中で、修繕が必要な門扉があれば、早急に対応します。
小谷委員	職員に対する再発防止策は何かありますか。

大内課長	門で門扉を固定したのですが、その差込が甘かったため風であおられたという状況でして、部内職員に対し、今後、学校訪問時にはきちんと施錠の管理・徹底をするように周知をしました。
小川教育長	他に何かございませんか。 ないようですので、続いて、報告事項 3「公立保育園における「おむつサブスク」の導入について」、事務局（こども未来室）から説明願います。
樋上課長	幼保育成担当の樋上です。 公立保育園における、おむつに関する保護者の負担を軽減するため、希望者を対象に「おむつサブスク」のサービスを導入するものです。保護者に「おむつサブスク」の利用を申し込んでいただき、月額定額の料金を負担していただくことで、保育園で無制限におむつを利用できます。これにより、保護者が、保育園で使用するおむつを自宅から持参して補充していただく必要がなくなるとともに、現在、おむつに児童の名前を記入いただいておりますが、その必要もなくなり、保護者の負担軽減が図れるものです。 また、保育園においても、おむつの残りが不足している園児の保護者への補充のお願いが不要になる、おむつの履かせ間違いの心配がなくなる、また、おむつの残量を気にせず交換できるようになることにより、保育士の負担が軽減されます。大阪府下で先行して導入している枚方市から情報収集を行うとともに、公立保育園の現場からの意見を踏まえ、導入を決定しました。 利用の流れは、保護者が事業者を利用を申し込んでいただき、利用料金の支払いを行います。また、本格的に導入を行う前に、2 か月間の無料トライアル期間を設け、保護者におむつの使い心地などを試していただきます。 導入内容は、無料トライアル期間を、年明けの令和 6 年 1 月 4 日から 2 か月間設けた後、令和 6 年 3 月 1 日から本格導入を開始します。導入園は、公立園 9 園のうち、鶴山台第一保育園を除く 8 園です。鶴山台第一保育園については、令和 8 年 4 月に廃園を予定していることから受入れ年齢を制限しており、現在おむつが必要な園児がいないことから、導入は行わないものです。 事業者は株式会社ブリッジウェルです。事務局で複数の事業者のサービス内容を比較・検討した結果、保護者が負担する料金が最安値であること等から当該事業者に決定しました。なお、導入にあたっては、市の予算措置は不要となっています。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、続いて、報告事項 4「(仮称) 多世代交流拠点施設整備事業補正予算について」、事務局（生涯学習推進室）から説明願います。
西田室長	生涯学習推進室の西田です。 補正の金額は、歳入予算として 17 億 1,722 万 5,000 円、歳出として 18 億 1,785 万円で、(仮称) 多世代交流拠点施設を所管する総務部局から総務費として補正

	予算計上するものです。 事業の概要ですが、富秋中学校区等まちづくり構想を推進するため、人権文化センター及び青少年センターを統合し、これまで担ってきた機能を時代のニーズに合わせて発展させ、新たな施設として、市営住宅などとともに整備するもので、本事業では、民間ノウハウの活用により効率的かつ円滑な事業の推進、事業費の縮減及び創意工夫等を図るため、基本設計を含む設計・施工一括発注方式でありますデザインビルド方式により実施し、市営住宅や（仮称）多世代交流拠点施設の整備及びこれに付随する業務を包括的に発注するものです。 補正予算として計上する理由は、本事業について、令和 9 年度に第 1 期市営住宅、令和 12 年度に第 2 期市営住宅及び（仮称）多世代交流拠点施設を竣工させるためには、令和 6 年 1 月に入札公告を行う必要があります。このことから、入札公告にあたり、予算が必要となるため、今回 12 月議会において補正予算として、総務部局から市議会へ提出するものです。 デザインビルド事業のスケジュールですが、ご覧のとおりで、現時点ではスケジュールどおりに進捗している状況です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
中西委員	約 1 億円の財源不足はどうするのですか。
西田室長	歳入予算との差額 1 億円は、市の一般財源を支出する予定です。本来、多世代の施設については、設計、運営の時期を考えると、令和 10 年度からの予算の執行になると思っています。その時期に、国庫補助金として 9 億円、市債として 8 億円を見込んでおり、差額の 1 億円は一般財源でいきたいと考えています。
小川教育長	他に何かございませんか。 ないようですので、続いて、報告事項 5「いずみの国歴史館への「文書館」機能設置について」、事務局（文化遺産活用課）から説明願います。
森下課長	文化遺産活用課の森下です。 文書館機能設置とその背景ですが、市史編さん事業の蓄積と公文書をめぐる全国的な状況を踏まえ、「和泉創発プラン」において、文書館の開設が掲げられ、令和 3 年 8 月には、文書館業務検討委員会から、「文書館業務についての基本的な考え方」について答申が出されました。 この答申を踏まえ、具体化に向け、関係課と協議を進めてまいりましたが、10 月 4 日に開催された「政策調整委員会」及び 10 月 30 日に開催された「庁議」において、「市史編さん室をいずみの国歴史館に移転し、古文書等の地域資料・歴史公文書を保存し、一般の利用に供する「文書館」機能を設置すること」、「書庫については、庁舎第 1 分館において確保すること」について承認を得、市としての意思決定をおこなったものです。 「文書館」機能設置にともなう例規の整備ですが、歴史館に文書館機能を設

	置するにあたり、所要の規定の整備を行う必要があることから、歴史館条例の一部改正しようとするものです。 改正の要点ですが、条例第 3 条歴史館の事業の中に、郷土の歴史資料及び文化財について、従来の収集・保管・展示に加えまして、一般の利用に供することを所管事業に位置付けます。また、特定歴史公文書を永久に保存し、一般の利用に供することを所管事業に位置付けるものです。参考資料 1 に改正案（素案）の新旧対照表をつけていますのでご確認ください。 また、総務管財室の所管となりますが、公文書管理条例を制定し、公文書の適正管理をはかるとともに、第 3 章において、歴史的に重要な公文書を教育委員会に移管し、歴史館において適切に保存し、市民の利用に供することなどを定める予定です。公文書管理条例については、参考資料 2 として概要を付けていますのでご確認ください。 今後のスケジュールですが、歴史館への文書館機能設置ならびに歴史館条例の一部改正については、市議会第 4 回定例会の厚生文教委員会の協議会で報告した後、パブリックコメントを実施します。公文書管理条例のパブリックコメントの中で、歴史館条例についても参考資料として添付し、意見を聴収する予定です。パブリックコメントを踏まえ、令和 6 年第 1 回市議会定例会に条例案を提案し、可決いただいたら、令和 6～7 年度にかけて開館の準備をし、令和 8 年 4 月 1 日に文書館機能をオープン予定です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
久米委員	今後、条例を制定してから、具体的な電子データの規定等を進めていくということですが、現在、電子化されているデータはあるのでしょうか。
森下課長	まず、古文書等の地域資料についてですが、現在の調査等では、デジタルカメラで撮影をしており、デジタルデータの蓄積を図っています。市史が始まった 20 数年前は、フィルムのカメラ、マイクロフィルム等で撮っていたのですが、徐々にデジタルコンバートを進めており、将来、資料をデジタルアーカイブして公開したいと考えています。また、公文書については、平成 26 年から電子決裁になっており、ポーンデジタルの公文書となってきています。現在もデジタルで運用していますし、将来歴史公文書になったときも、デジタルで移管を受ける形になると思います。
小川教育長	他に何かございませんか。 ないようですので、続いて、報告事項 6「和泉市指定文化財の指定の諮問について」、事務局（文化遺産活用課）から説明願います。
森下課長	文化遺産活用課の森下です。 令和 5 年 12 月 5 日開催の和泉市文化財保護審議会において、以下の文化財を市の指定文化財の指定候補として諮問するものです。

小川教育長	種別は歴史資料、名称は竹田家資料、員数が1,620点、所有者保管者は個人、時代は室町時代から近現代、昭和初期までです。この資料は、14世紀室町時代の医者竹田昌慶を祖とする医家の資料が含まれるほか、近世から近現代の地域史料が豊富に伝来しています。 「竹門文明口決」は、竹田昭慶の医説を弟子が書き留めたもので、文明10～11年(1478～9)頃の内容と考えられています。 「橘南溪翁解剖所図」、「平次郎臓図」ともいいますが、天明3(1783)年、医師橘南谿が、京都の医家小石元俊の指導で実施した解剖実験をもとに作成した解剖図の写本です。いつ写本されたかははっきりと分かりませんが、各図に付された説明文の配置なども、忠実に再現されたものです。 「玉碎臓図」は、山脇東門が明和8(1771)年に、34歳の女性を解剖した際のもので、この図は、数点が確認されていますが数が非常に少なく、極めて貴重なものです。 また、竹田家は、近世府中村において、医者として活動した以外にも土地経営や貸家経営を行い、そこで蓄積した資本をもとに村内や大名へ向けて金融活動を展開しており、村政にも関与し、近現代に入ると村会議員や衛生委員に就任しています。府中地域では、近世庄屋家の文書が伝来せず、また、国府村役場文書がほとんど残っていない中でこの史料群は当該地域の近世・近現代史を究明するうえでも欠かすことのできない貴重な資料です。以上のことから、本資料群を一括して市指定文化財に指定することを諮問するものです。 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 それでは、報告事項は以上ですので、続いて情報提供に移ります。 情報提供1、2についてですが、事前に資料を配布していますので、説明は省略します。何かご質問等がございましたらお願いします。 情報提供は以上ですので、行事等の案内に移ります。 行事等の案内についても、事前に資料を配布していますので、説明は省略します。何かご質問等がございましたらお願いします。 それでは、以上をもちまして、本日の定例会は終了します。
-------	---

令和5年和泉市教育委員会第11回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。